

狩猟税

この税金は、狩猟者の登録を受ける人にかかる税金で、鳥獣の保護や狩猟に関する経費に使われます。



納める人

狩猟者の登録を受ける人



納める額



狩猟免許の種類	区 分	税 額
第一種銃猟免許 (散弾銃・ライフル銃)	① 県民税の所得割額を納める人	16,500 円
	② ①の人の同一生計配偶者、扶養親族	
	③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者、扶養親族でない人	11,000 円
	④ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、農林水産業に従事する同一生計配偶者、扶養親族	
	⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者、扶養親族	
網猟免許 わな猟免許	① 県民税の所得割額を納める人	8,200 円
	② ①の人の同一生計配偶者、扶養親族	5,500 円
	③ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者、扶養親族でない人	
	④ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、農林水産業に従事する同一生計配偶者、扶養親族	
	⑤ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者、扶養親族	
第二種銃猟免許 (空気銃・ガス銃)	—	5,500 円

(注) 第一種銃猟免許を持つ人が第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に係る登録を受ける場合の税額は、16,500円又は11,000円となります。
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員については狩猟税が免除されます。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者については、狩猟者の登録が令和6年3月31日までに終わった場合は、狩猟税が免除されます。
狩猟者登録申請書を提出する日前1年以内の期間に鳥獣の許可捕獲等を行った者については、狩猟者の登録が令和6年3月31日までに終わった場合は、上記の2分の1の税額になります。



納 税

狩猟者の登録を受けるとき、証紙で納めます。